

改正育児・介護休業法等施行直前 説明会・相談会のご案内

〈埼玉労働局〉

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業や育児休業をしやすくなるよう、育児・介護休業法が改正され、平成29年1月に施行されます。

また、いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置も新設されます。

今回の改正により、事業主の皆様は就業規則の見直し、相談窓口の設置等への対応が必要になりますので、是非説明会にご参加ください！

<改正のポイント>

- 仕事と介護の両立支援制度関係：介護休業の分割取得、介護休暇の取得単位の柔軟化、介護のための所定労働時間の短縮措置等、介護のための所定外労働の制限 等
- 仕事と育児の両立支援制度関係：有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
- いわゆるマタハラ・パタハラ(職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)などの防止措置義務の新設

少人数制の説明会です。ご予約いただければ就業規則等への規定の仕方など個別の相談も承ります。

● 説明会・相談会 開催日・場所

日にち	実施内容		場 所
	説明会	個別 相談会	
平成28年11月 4日(金)	○	○	埼玉労働局15階 小会議室
平成28年11月16日(水)	○	○	埼玉労働局14階 大会議室
平成28年12月 2日(金)	○	○	埼玉労働局16階 会議室
平成28年12月 9日(金)	○	○	埼玉労働局16階 会議室

● 各回スケジュール

説 明 会：14：00～15：50

個別相談会：16：00～17：00 の予約制

(説明会又は個別相談会のどちらかのみ参加も可能です。)

【申込方法】 裏面申込書により FAXにてお申し込みください。(参加費無料)

※各回ともに定員になり次第締め切ります。受付連絡はいたしませんので、当日会場へ直接お越しください。

※極力公共交通機関をご利用下さい。駐車場を利用される場合自己負担となります。

